

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和6年12月4日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	坂本 奈央子 君
副委員長	田村 幸子 君
委員	酒井 正輝 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	林 田 美代子 君
〃	村上 寿之 君
〃	大貫 千尋 君

欠席委員

なし

出席説明員

教育部長	松本 浩行 君
保健福祉部長	堀内 信彦 君
こども部長	深澤 充 君
笠間公民館長	横田 繁稔 君
岩間公民館長	小松崎 慎治 君
笠間公民館副館長	綱川 典昭 君
笠間公民館主査	村田 要 君
笠間図書館長	小谷 佐智子 君
友部図書館長	加藤 忠 君
笠間図書館課長補佐	高野 有紀 君
学務課長	仁平 秀明 君
指導室長	持丸 正美 君
学務課長補佐	河原井 浩典 君
学務課G長	久保 美智代 君
学務課G長	中山 孝司 君
学務課G長	塩幡 英伸 君
おいしい給食推進室長	石井 謙 君
おいしい給食推進室主査	川嶋 進 君

おいしい給食推進室主査	高 松 慎 一 君
生涯学習課長	山 本 哲 也 君
生涯学習課長補佐	豊 田 修 司 君
文化振興室長	柴 田 裕 実 君
生涯学習課主査	竹 江 美佐夫 君
社会福祉課長	瀬 谷 昌 巳 君
社会福祉課長補佐	高 松 繁 樹 君
社会福祉課 G 長	角 田 康 博 君
社会福祉課 G 長	川野邊 祐 子 君
高齢福祉課長	金 木 和 子 君
高齢福祉課長補佐	伊 藤 浩 君
高齢福祉課 G 長	金久保 純 子 君
地域包括支援センター長	久保田 真智子 君
地域包括支援センター長補佐	増 渕 由美子 君
地域包括支援センター主査	浅 川 啓 子 君
保険年金課長補佐	豊 田 信 雄 君
保険年金課 G 長	長谷川 修 君
保険年金課 G 長	大 貫 徹 君
保険年金課 G 長	千 葉 裕 子 君
健康医療政策課長	小松崎 守 君
健康医療政策課長補佐	青 木 美穂子 君
健康医療政策課 G 長	木 村 君 枝 君
健康医療政策課 G 長	浦 井 義 朗 君
健康医療政策課 G 長	桑 島 裕 美 君
こども政策課長	根 本 由 美 君
こども政策課長補佐	岡 部 隆 君
こども政策課長補佐	糸 屋 明 子 君
こども政策課 G 長	柴 山 恵 君
こども政策課 G 長	高 瀬 修 一 君
こども政策課 G 長	石 塚 わかば 君
こども福祉課長	宮 本 隆 君
こども福祉課長補佐	後 藤 尚 美 君
くるす保育所長	太 田 周 夫 君
こども福祉課 G 長	安 齋 由 香 君
こども福祉課 G 長	佐 山 明 君

こども育成支援センター長	重 原 裕 美 君
こども育成支援センター長補佐	中 庭 裕美子 君
こども育成支援センター長補佐	内 田 幸 枝 君
こども育成支援センター主査	矢 野 郁 子 君

出席議会事務局職員

係	長	神 長 利 久
係	長	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 6 年 1 2 月 4 日（水曜日）
午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

- ・議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- ・議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- ・議案第81号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第82号 令和 6 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第83号 令和 6 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第84号 令和 6 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・請願第 6－3 号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備について
- ・陳情第 6－7 号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情
- ・陳情第 6－8 号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」

（2）その他

午前 1 0 時 0 0 分開会

○坂本委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局

より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

○坂本委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。
審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、教育委員会公民館が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館の横田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、公民館所管分につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書35ページ、2段目を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額は24万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10節需用費、修繕料12万9,000円の増につきましては、笠間公民館の受水槽における給水タンクの電磁弁が故障により施設の利用に支障を来すことから、その電磁弁を交換するための費用でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分休憩

午前 10 時 03 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館の小谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、図書館所管分につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書35ページの3段目を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、補正額は125万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10節需用費、修繕料133万4,000円の増につきましては、笠間図書館のトイレにおける手洗いの自動水栓1台とウォシュレットつき便座4台を交換するための費用及び友部図書館正面入り口の自動扉の開閉装置を修繕するための費用でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 今、笠間図書館のトイレと聞いたのだけれども、友部とか岩間は大丈夫なのですか。その確認で。

○坂本委員長 小谷館長。

○小谷笠間図書館長 友部と岩間については、今のところ大丈夫でございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終了します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 05 分休憩

午前 10 時 07 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 学務課の仁平です。

私から、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、学務課所管の主な予算を御説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表、継続費の補正です。

学務課関係は、屋内運動場空調整備事業で、事業費総額は2億8,780万円です。本事業は、体育館へ空調設備を設置するもので、今回は拠点避難所にも指定されている友部中学校と岩間中学校の体育館へ整備するものでございます。

なお、工事の時期については、授業に支障が出ない夏休み期間中であること、また、空調機器の製造納品に約3か月の期間を要するため、本年度内の事業完了が見込めないことから、事業年度を令和7年までの2か年とし、継続費を設定するものでございます。

工事の内容につきましては、歳出で御説明させていただきます。

次に、8ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為の補正です。

学務課関係は、下から4番目の学校訪問看護事業業務委託から一番下の地域部活動推進事業業務委託までの4事業であり、それぞれ来年4月から業務を開始できるよう本年度内に契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、33ページをお開きください。

歳出になります。

下の表の2番目、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、10節需用費534万5,000円は、市内学校の教職員がパソコンから印刷するために使用する複合機のカウンター料やカラープリンタートナーなど消耗品費の不足が見込まれることから増額するものでござい

ます。

次に、その一つ下の12節委託料117万円は、校外学習や部活動などで使用するバス運行委託料で、部活動の大会を勝ち上がり、県大会へ出場する学校が想定より増えたことやバス代の高騰により増額するものでございます。

次に、34ページをお開き願います。

二つ目の表で、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費です。修繕料921万1,000円のうち866万1,000円の増額は、毎年実施している学校校舎の防火設備定期点検により修繕が必要であると指摘を受けた小学校4校の防火重量シャッターや防火扉の自動閉鎖装置の修繕のほか、8月の雷被害を受けた稲田小学校校舎内のエアコン集中コントローラーや大原小学校体育館の放送設備の故障に伴う修繕料などです。

次に、その下の14節工事請負費のうち、施設整備工事費97万2,000円の増額は、来年度新たに特別支援教室を増設することから、必要となる空調機をみなみ学園義務教育学校へ2台、友部小学校へ1台設置するための工事費となります。

次の設備設置工事費99万円の増額は、近年、雷による被害が多いため、施設の重要な電気設備であるキュービクル内に避雷設備を設置するための工事費となっており、今年度は雷の被害があった稲田小学校と友部第二小学校に整備いたします。

次に、一つ下の表で、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費です。修繕料1,650万9,000円のうち1,590万1,000円の増額は、先ほどの小学校費同様、防火設備定期点検の指摘によるものであり、笠間中学校の重量シャッターや友部中学校の防火シャッターの自動閉鎖装置などの修繕のほか、稲田中学校では、体育館の窓ガラスや校舎内の消防設備の修繕などを行うものでございます。

次に、その一つ下の14節工事請負費49万5,000円の増額ですが、こちらも先ほど小学校費で御説明させていただきました落雷対策として、今年度、雷被害があった友部中学校のキュービクル内に避雷設備を設置するための工事費となっております。

次に、その一つ下の2目教育振興費、17節備品購入費2,052万6,000円の増額は、今年度、中学校の教科用図書の採択替えが行われたことから、令和7年度から令和10年度までの4年間、教員が使用する教科書や指導書を購入するものでございます。

次に、その一つ下の3目学校建設費、14節工事請負費1億1,334万6,000円の増額は、継続費で御説明いたしました屋内運動場空調整備事業の令和6年度分でございます。友部中学校と岩間中学校の体育館における主な工事内容でございますが、空調設備やインシャルコストやランニングコストの比較検討の結果や災害時などの停電にも運転可能であることからガス方式とし、また、発電機能もあるため、非常用の照明やコンセントを整備いたします。このほか、関連工事として、冷暖房の効果を高めるため天井への断熱材敷設や窓ガラスへの断熱フィルムの貼付け、また、照明器具のLED化や空調機器を運転するためのガスボンベ庫の設置工事などでございます。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 それでは、34ページの修繕費について、雷が多いという話をさっきしていましたが、雷被害があった、キュービクルに被害があったという話の中で、シャッターとか防火扉の点検でお金使うというのだけでも、非常口とかのそういう点検なんているのは考えていないのですか。最近、この間も札幌のお店で火事があったのだけでも、非常口がどうたらこうたらなんていう話はよく聞くのだけでも、学校でそういう非常時なんていうのが、3階の学校もあると思うのだけでも、2階とか3階とか。そういうところの点検をしていなくて、急に鍵が開かないとか、万が一火事になってしまって、火事になるようなこともないとは思っているのだけでも、火事とかそういう災害に遭ったときに、非常口が使えないのだという可能性があった場合に非常に困ってしまうと思うのだけでも、そういう部分の点検、非常口の点検というのは、まず、どういうふうになっているかお伺いしたいです。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 非常口の案内誘導板という部分は定期点検をしている部分があるのですけれども、法的にしているのですけれども、非常口の鍵の施錠であるとかというのは、ほぼ学校によって、教頭先生なのですけれども、日常的に鍵の開け閉めとかの点検というのは行っております。

以上です。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 では、結局、災害に遭っても非常口は円滑に使えるという理解でよろしいのですか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 教頭先生の点検の結果、不具合があった箇所については、うちのほうに報告が来るようになっておりますので、常に使用できる状態であるということで認識しております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 その件は分かりました。

もう1点よろしいですか。空調関係の話で、岩間中学校と友部中学校に空調をつけるという話を、今、聞いたのだけでも、笠間の市民体育館はどうなっているかお話ししてもらってよろしいですか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 まず、今回整備する、拠点避難所を優先的に整備していくという計画でございまして、今回、友部中学校と岩間中学校、翌年度以降に、今度笠間地区である笠間市民体育館を計画していくような形でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局、翌年度以降ということは、来年にやるという可能性もあるし、再来年にやるという可能性もあるのだけれども、その翌年度以降とは、具体的にいつになるかまだ分からないのですか。

○坂本委員長 松本教育部長。

○松本教育部長 体育館につきましては、進めている方向で、まず設計を来年度やる予定で、多分当初予算で議会の方々に要望をしていくような形にはなると思うのですけれども、空調をやるのに一番財政的に有利な国の制度が、現在のところ令和7年度までの制度なのです。多分延びるのだろうというようなところもあるとは思いますが、その辺を見ながら、どこかもっと、多分、現在緊防災と言っています緊急防災臨時交付金というのがありまして、100%起債ができて、70%の交付税措置があるというような、どこの市町村でもかなり有利なので、体育館にエアコンをつける場合は、その交付金なんかを使っているのですけれども、それが令和7年度までということで、全国の市長会でも国に対して延長を、今、申し入れている段階なのです。その辺の財政の措置が確定すれば、具体的な、何年度に整備しますというような方向性は示せるかなと思っております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 友部中学校と岩間中学校みたいに、市民体育館も拠点避難所になっているわけです。やっぱり国との絡みもある関係で難しいところがあるかもしれないのですけれども、うまくそこは頑張っていただいて、何とか早めにできるようにお願いできればと思います。お願いします。答弁は結構です。

○坂本委員長 ほかに。

大貫委員。

○大貫千尋委員 今、能登半島をはじめ、災害時の避難所にエアコンが入っていないとか、寒いとか暑いとか、そういうことで、今の総理大臣が至急やらなくては駄目だということなのですが、一つ心配なのは、エアコンは電気でしょう、ほとんど、電気だから停電のときどうするのですか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 今回整備しますエアコンにつきましては、電気とガス方式と二つの方式で比較検討させていただいて、よりランニングであるとか設置工事費が安い、さらに停電になっても使用が可能ということで、ガス方式の空調を採用させていただいております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 ガス方式だってガスを圧縮したり気化したりすることによって、温度の

調整をするのだから、電気がゼロということはないと思うのですけれども。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 電気につきましては、非常用として蓄電池も備えておりますので、それがある程度、運転可能ということで認識しております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 それで、問題は、せっかく避難所と指定された場所に、では、人が避難しました、暑いよ、寒いよ、お年寄りが熱中症になってしまうよなんていうときに、災害で集まるわけだから、普通のインフラが止められたり、水の問題が出たり、電気の問題が出たりするから、その辺を単なる平面的に、国の制度、起債10割、3割は返すけれども、7割は地方交付税で戻ってくるよという形の予算の流れだから、だから、プラスアルファでよく精査をして、国でも県でもこれは認めていないけれども、これはやったほうがいいよねと、市が1割負担するだけでできるのだったらということ、だから、その辺に、後で後追いはないから、一つの施設に対して、こういう申請をしました、こういうふうにやりますよといって、後で気がついてまた追加というのは、これ一般会計から出さなくてはならないから、その辺をよく精査した中で、これをチャンスと見るか何と見るかでえらい差だから、チャンスと見て整備を進めてください。お願いします。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 ありがとうございます。ただいま御質問、お話しいただいた部分ですけれども、このガスボンベ、9本設置するのですが、この9本で、大体24時間フル稼働をさせた場合に、3日間使用が可能というところでございます。ある程度、3日であれば、電気も復旧するかなという、前回の東日本の部分なんかもありましたので、それも考慮するとともに、あと、今回の工事内容についても、やはり冷暖房を効果的に高めるための断熱材であるとか、もろもろの関連工事のほうも盛り込んでおりますので、その辺を総合的に今後も工事も発注を進めていきたいと考えております。

以上です。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 ガスエアコンなのですけれども、ガスヒートポンプエアコンという理解でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 そうです。ガスヒートエアコンです。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 そうすると、電気、一切使わないで、今、できてしまいますよね。ガスヒートポンプであればEHPと違ってGHPだとそれができるので、多分バルク供給とかで。本当は9本ぐらいではなくて、バルクタンクをポンと入れてしまえば1週間とかできると思うので、費用対効果を考えたときに、笠間だとガス組合とかいろいろなところもあ

と思うので、そういった供給契約をうまくしておけば3日以上になっても大丈夫かなと思うので、もしGHPにするのであれば当然プロパンガスでしょうから、その辺の検討もしていただけるときっと安心かなと思うので、よろしく御検討ください。答弁結構です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、おいしい給食推進室長石井 謙君に説明を求めます。

○石井おいしい給食推進室長 おいしい給食推進室関係の議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

歳出でございます。

34ページになります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料921万1,000円のうち55万円は、友部小学校の給食室の雨漏り修繕に伴う増額であります。

続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料1,650万9,000円のうち60万8,000円は、友部中学校のガス給湯器の修繕に伴う増額となります。

36ページになります。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、10節需用費、修繕料58万3,000円は、岩間センターの厨芥処理機の修繕に伴う増額となります。

その下になります。賄材料費の2,271万2,000円は、物価高騰による賄い材料費の不足額を補うものとなります。

その下になります。14節工事請負、修繕工事費の921万4,000円は、笠間給食センターのボイラー修繕工事に伴う増額となります。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 26 分休憩

午前 10 時 27 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長山本哲也君。

○山本生涯学習課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）における生涯学習課所管分の主なものにつきまして説明いたします。

初めに、歳入でございます。

16ページを御覧ください。

18款寄附金になります。ページの上から3段目、3目教育費寄附金の補正額190万円の増は、2節保健体育費寄附金で、スポーツコミッション事業に充てる地方創生応援税制寄附金及び中学校駅伝大会に充てるクラウドファンディング型のふるさとづくり寄附金を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

35ページを御覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、表の一番上、1目社会教育総務費でございます。人件費以外では10節需用費になります。22万6,000円の増は修繕料で、消防設備点検で指摘があった筑波海軍航空隊記念館の避難口誘導灯の交換に要する経費を計上するものでございます。

次に、ページの中段、4目歴史民俗資料館費でございます。補正額128万7,000円の増は、10節需用費の修繕料で、市史の研究室や倉庫として活用しております旧箱田小学校の雨漏り修繕に要する経費を計上するものでございます。

その下、7目文化財保護費の補正額は、発掘調査作業量の増加に伴うパート報酬の増及び測量業務委託料の業務量、金額の確定による減が主なものでございます。

続きまして、36ページになります。

ページの中段の表になります。6項保健体育費の一番上の段、1目保健体育総務費80万円の増は、7節報償費で、スポーツ奨励金の決算見込みにより補正をするものでございます。

次の体育施設費の補正額の主なものは、14節工事請負費3,004万1,000円の減で、市民球場防球ネット設置工事が、スポーツ振興くじt o t oの助成金の採択とならなかったため、工事費の全額を減するものでございます。

説明は以上です。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

その前に大貫委員が退席しました。

村上委員。

○村上寿之委員 35ページの歴史民俗資料館の話の中で、さっき歴史民俗資料館の需用費の修繕費で箱田小学校とか何とかという話をしたのですが、歴史民俗資料館と箱田小学校はどういうつながりがあるのか、そのところをお話ししてもらってよろしいですか。

○坂本委員長 山本課長。

○山本生涯学習課長 歴史民俗資料館費ということで、箱田小学校に市史研究員室とかも備えているということで、予算の科目上がこの科目で箱田小学校の施設の修繕費も計上しているという形になります。

ちょっと付け加えます。歴史民俗資料館費の中には、先ほどの友部にあります歴史民俗資料館と岩間にあります郷土資料館と箱田小学校の三つの支出をこの費目で管理しているような形になります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 箱田小学校なんて、いつからそんな歴史民俗資料館としてやっているの、昔からこうなのですか。

○坂本委員長 山本課長。

○山本生涯学習課長 廃校後、この科目のほうで経費の支出をしています。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 箱田小学校と歴史民俗資料館のつながりなんていうのが全く理解できないのだけれども、何でも、もう1回詳しくお話を聞きたいのだけれども、箱田小学校のところが歴史民俗資料館に当てはまるのかというのを知りたいです。そんな歴史民俗

資料館と全く関係ないように感じるのだけれども、私的には。そこのところだけ聞かせて。関係なければ、この歴史民俗資料館の中に入れないでよ。紛らわしいです。

○坂本委員長 山本課長。

○山本生涯学習課長 すみません、説明がちょっと不足で、歴史民俗資料館費のほうで支出をしている経過といたしましては、箱田小学校に埋蔵文化財の遺物等も保管をしているということもあります。また、市史研究員の研究室を備えているということもございまして、この科目での支出をさせていただいております。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 10 時 33 分休憩

午前 10 時 35 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

林田委員。

○林田美代子委員 歴史民俗資料館というところが、実は宍戸は小さいのではないのでしょうか、手狭で。だから、空き教室のある箱田のほうを利用しているのではないのでしょうか。できれば、あそこのスペースが狭いかもしれませんが、宍戸の歴史民俗資料館をもっときちんとすべきだと私は思います。そうすると、皆さんから、3か所こうなっていたことを今回初めて知った議員もいるかと思いますが、そういう意味では、広い意味できちんとした民俗資料館という名前にふさわしい会館にすべきだと思います。私も1度、まだ1度きりですけれども、行ったらやっぱり何となく狭いと感じました。ぜひ検討していただきたいと思います。

○坂本委員長 山本課長。

○山本生涯学習課長 貴重な御意見ありがとうございます。

別に歴史民俗資料館のほう、成り立ち等ございまして、今の建物の中で運営をしているような形になりますので、なかなか拡張というわけにはいかないと思いますけれども、資料館のほうを整理しながら、活用のほうは図っていきたいと思います。

○坂本委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○田村幸子委員 別の視点からなのですが、雨漏りの修繕費ということで128万7,000円というのが出ておりますが、この大事な資料を保管する場所でもあり、また、廃校を利用されているということで、こういった雨漏りの状況というのは、今後もその一部だけではなく、ほかのところも可能性としては出てくるのですか。

○坂本委員長 山本課長。

○山本生涯学習課長 今回の雨漏りの場所ですけれども、建物の西の角側の天井付近から雨漏りをしているということですので、その箇所をコーキング等で修繕をすると、恐らく

しばらくは大丈夫ではないかなという形です。

〔発言する者あり〕

○山本生涯学習課長　そうですね、点検をしていただいた結果、その部分を修繕すれば、大丈夫ということです。

○田村幸子委員　分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長　質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長　討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長　異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前１０時３８分休憩

午前１０時３９分再開

○坂本委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

大貫委員が着席されました。

次に、保健福祉部社会福祉課が所管いたします議案第78号　指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長　社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第78号　指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市いこいの家「はなさか」、また、指定する団体の名称は、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、代表者、理事長沼尻満男でございます。

指定の期間は令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間でございます。

今回の指定につきましては、現在の指定期間満了に伴うもので、公募により募集を行いまして、１者から申請がございました。

提出された事業計画などについて、選定基準に基づき審査をしました結果、施設の設置

目的である健康増進や地域の交流を踏まえた新たな自主事業などによる利用者増の取組や県内類似温浴施設の管理実績などを評価し、同協会を指定管理候補者として選定したものでございます。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問いたしました。指定管理者選定審議会においても、候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 この場所は、もう築何年になるのですか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 平成17年に新築しまして、約20年近くたつことになっています。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、社会福祉課所管分について御説明いたします。

初めに、7ページをお開き願います。

債務負担行為の補正でございます。一番上の行、地域活動支援センター運營業務委託1,732万8,000円を計上するものです。障害者総合支援法に基づき市町村が実施する事業となるもので、重い精神障害をお持ちの方などの居場所や創作活動の場の役割を果たす施設で、笠間市内及び水戸市内の四つの施設の委託となり、毎年4月1日から切れ目なく事業

の運営を行うため、債務負担行為を行うものです。

次に、その下、障害者相談支援事業委託594万円を計上するものです。精神保健に課題がある方などの相談支援の強化として、精神保健福祉士、主任相談支援専門員を配置する市内の相談支援事業所と相談支援などに関わる業務を委託することで、相談支援を強化するものです。こちらも4月1日から切れ目なく事業を行うため、債務負担行為をするものでございます。

次に、歳入でございます。

15ページをお開き願います。

中ほどの16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節障害福祉費補助金9万6,000円、在宅心身障害児福祉手当支給費補助金は、20歳未満の心身に重度の障害のある児童と同居、養育している保護者に支給する給付費について、県の補助金を歳入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

21ページをお開き願います。

中ほどの3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、次のページを送っていただきまして、22ページとなります。19節扶助費40万8,000円は、先ほど歳入で御説明いたしました20歳未満の心身に重度の障害のある児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的苦勞に報い、その福祉の増進を図るものとして、重度の児童につきましては月3,000円、中度の児童につきましては月1,500円を支給するものです。当初見込みより増加していることから、不足分を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 46 分休憩

午前 10 時 46 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,571万9,000円とするものでございます。

そのうち、高齢福祉課所管分につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金68万6,000円の減は、歳出の増額に伴い、積立金を減額するものでございます。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金56万3,000円の増額は、令和5年度末に死亡や転出により資格を喪失した方が多かったことと年金機構からの通知によって行う特別徴収の過年度分保険料の還付処理件数が増加したことにより増額するものでございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 49 分休憩

午前 10 時 49 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域包括支援センターが所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、地域包括支援センター所管分について、事項別明細書より御説明申し上げます。

今回、一般会計における補正は歳出のみとなります。

21ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、介護保険特別会計繰出金10万1,000円の増額でございますが、地域包括支援センターの会計年度任用職員の人件費の金額の変更に伴うものでございます。後ほど特別会計において御説明いたします歳出増額の法定割合分を繰り出しするものでございます。

同じく下段、介護サービス事業特別会計繰出金13万4,000円につきましても、人件費分の金額変更によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行

います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）のうち、地域包括支援センター所管分について御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

後ほど歳出項目において御説明をいたしますが、今回、包括的支援事業・任意事業費におきまして増額を計上しており、それに伴い、3款国庫支出金から7款の繰入金において、それぞれの法定負担割合に応じた収入を計上しております。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金20万3,000円、続きまして、5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金10万1,000円、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金10万1,000円が、それに当たる収入でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費52万8,000円は、3節職員手当等、4節共済費において、地域包括支援センターのケアマネジャー等の会計年度任用職員6名分の人件費を支出するものでございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の

審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2,409万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入でございます。

6ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金13万4,000円につきましては、この後歳出で御説明を申し上げますが、人件費分を収入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13万4,000円は、地域包括支援センターの会計年度任用職員2名分の社会保険料を支出するものでございます。

以上で議案第84号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時08分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の

一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長補佐豊田信雄君。

○豊田保険年金課長補佐 保険年金課の豊田です。よろしくお願いいたします。

議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3 ページを御覧願います。

第2条第6号中、「以下「施行令」という。」を削り、「別表第3の」を「別表第3に規定する」に改めるものです。

次に、3 ページ下段から4 ページとなります。

第5条第1項では、第1号中、応じての次に「児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の」を、第281号の次に「以下「旧児童手当法施行令」という。」をそれぞれ加えるものです。

次に、同項5号中、「施行令第2条第1項」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項」に改めるものです。

次に、同号中、「施行令第2条第2項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項」に改め、5 ページを御覧ください。第5条第2項では、ただし書中、「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改めるものです。

次に、同項中、「施行令第2条第1項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項」に、「施行令第5条」を「旧特別児童扶養手当法施行令第5条」にそれぞれ改めるものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は令和6年6月1日から、同条第1項第5号の規定は、令和6年8月1日から適用するものです。

なお、本市においては、所得制限を撤廃していることから、今回の改正による受給者への影響等はございません。

以上で議案第72号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 1ページの提案理由のところですけれども、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項になっているのですけれども、これ、要綱ではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。糸へんの綱ではないですか。

保険年金課長補佐。

○豊田保険年金課長補佐 確認しましたけれども、こちら案のほうに載せてある要項、これで間違いございません。

○鈴木宏治委員 分かりました。すみません、検索したときに、前回調べたらそれだったので、すみません。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長補佐豊田信雄君。

○豊田保険年金課長補佐 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、保険年金課所管分について御説明いたします。

初めに、7ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正、上から4段目となります。令和7年度の高齢者健康診査業務委託につきましては、令和6年度中に契約事務を進める必要があることから、2,853万5,000円の債務負担行為限度額を設定するものでございます。

次に、補正内容につきまして、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

16ページをお開き願います。

まず、歳入となります。

21款諸収入、4項5目2節雑入、ページを返していただき、17ページとなります。一番上段の3,386万8,000円の増額は、前年度実績に伴い、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金を県広域連合より歳入するものでございます。

次に、歳出となります。

21ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、ページを返していただき、22ページとなります。4 目医療福祉費2,021万7,000円の増額は、マル福の市単独事業分において、受診件数が増加する見込みであることによる19節扶助費1,993万3,000円の増額が主なものでございます。

以上で議案第81号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長補佐豊田信雄君。

○豊田保険年金課長補佐 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,499万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億3,635万8,000円とするものでございます。

4 ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和7年度の特健康診査業務委託について、令和6年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の限度額を5,393万9,000円に設定するものでございます。

次に、歳入歳出は、主なものにつきまして、事項別明細表により御説明いたします。

7 ページを御覧願います。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税3,885万

5,000円の減は、被保険者数の減少により、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分をそれぞれ減額することによるものでございます。

次に、4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金7,397万8,000円の増額は、高額療養費の歳出見込みの増加に伴い、交付金を補正するものでございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,986万8,000円の増は、補正予算の財源調整のため、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費7,397万8,000円の増額は、高額療養費の給付額増加に伴い補正をするものでございます。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金101万3,000円の増額は、国庫負担金の過年度分実績確定等に伴う国庫返納金を補正するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 8ページの一般被保険者の高額療養費で、7,397万8,000円増えて補正するというのだけれども、何でこんなに高額療養費が増える理由の、高額療養費というのは、どういう部分を指すのですか。そこのところをちょっと質問します。

○坂本委員長 豊田課長補佐。

○豊田保険年金課長補佐 所得等にもよるのですけれども、それぞれの被保険者1か月の負担する上限額が決まっております。それを超えた部分を国保だったら国保が給付する、それが高額療養費という制度となっております。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時31分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 2 分休憩

午前 1 1 時 3 2 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします議案第81号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康医療政策課の小松崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第81号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、健康医療政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、7 ページを御覧願います。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

6 段目の生活習慣病予防健診業務委託と、次の段、がん検診等業務委託でございます。どちらも来年 4 月からの業務開始に際しまして、市民周知などの準備期間を確保する必要があることから、債務負担行為を定めるものでございます。期間は、それぞれ令和 7 年度の 1 年間で、限度額は生活習慣病予防健診業務委託が 565 万 8,000 円、がん検診等業務委託が 7,686 万 9,000 円でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の内容を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

15 ページを御覧願います。

ページ中段になります。16 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費補助金の 2 段目、予防接種事故対策費補助金 2 万円は、予防接種健康被害調査委員会が行う調査事業の補助金収入でございます。

続きまして、歳出になります。

24 ページを御覧願います。

下段になります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正額 5,591 万 5,000 円の増の主なものは、次のページになります。18 節負担金補助及び交付金 30 万 3,000 円で、里帰り出産等による県外での定期予防接種に対する補助金を計上するものでございます。

その下の段になります。22節償還金、利子及び割引料5,553万3,000円につきましては、令和5年度の国庫補助事業等が確定したことによる返納金で、疾病予防対策事業費等国庫補助金、こちら風疹第5期の抗体検査事業が294万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が3,605万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が1,642万7,000円で、国庫補助金等を返納するものでございます。

以上が健康医療政策課所管の補正でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども部こども政策課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長 こども政策課の根本でございます。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のこども政策課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入について、事項別明細書より御説明いたします。

14ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金のう

ち、子ども・子育て支援交付金（子育て短期支援）の10万円の増及び、15ページを御覧願ひまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金（子育て短期支援）10万円の増につきましては、短期入所生活援助業務の増額分に対して、国と県の補助を増額するものでございます。

14ページにお戻り願ひまして、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の出産・子育て応援交付金266万6,000円の減及び、15ページをお開き願ひまして、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の中の出産・子育て応援交付金66万6,000円の減につきましては、出産・子育て応援交付金の減額分に対して、国と県の補助を減額するものでございます。これら二つの子育て短期支援事業と出産・子育て応援事業の内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、16ページをお開き願ひます。

18款寄附金、1項寄附金、4目民生費寄附金、1節児童福祉費寄附金100万円の増は、子どもたちを支援するための寄附金を受け入れたものでございます。寄附金を財源とした事業案につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

以上が歳入についての説明になります。

次に、歳出について御説明いたします。

22ページを御覧願ひます。

3款民生費、2目児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費の中での消耗品費51万円及び、23ページをお開き願ひまして、18節負担金補助及び交付金のこども食堂応援補助金50万円と子どもの居場所遊び場整備補助金100万円につきましては、歳入のほうでも説明しました寄附金を財源に、子どもたちへの支援事業を補正するものでございます。

具体的な事業内容としましては、まず、22ページ、一番下の消耗品費が、ファミリーホームなど、子育て支援をする施設へ絵本を購入するもの。そして、23ページの中ほどのこども食堂応援補助金が、こども食堂の安定した運営継続を目的として、五つの団体を対象に、1団体当たり10万円を上限として補助金を交付するもの。その下の子どもの居場所遊び場整備補助金が、困難な課題を抱える子どもたちが安心して過ごす居場所として運営している「ともだちハウス」の遊び場を整備するものでございます。

次に、23ページの上から2段目にお戻り願ひまして、12節委託料30万円の増は、当初の利用見込み者数からの増加により、4名、延べ7日分を増額補正するものでございます。こちらは短期入所生活援助業務の委託料で、歳入のほうでも説明いたしました国と県の補助金を財源とした事業になります。保護者が、疾病や療育疲れなどで一時的に養育困難になった際に、児童養護施設に子どもを預けることができる支援事業でございまして、11月末現在の利用状況は6名、延べ77日分でございます。

25ページをお開き願ひます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費、18節負担金補助及び交付金の400万円

の減は、支出見込みにより不用額を減額補正するものでございます。こちらは、出産・子育て応援事業に係る補助金で、妊娠の届出時から出産後の期間に伴走型支援による面談と併せて、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円の給付金を支給する経済的支援事業でございます。歳入のほうで説明しました国と県の補助を財源とした事業になります。当初は、妊娠届出時と出産後の見込み数を744人分で計上していましたが、上半期の支給実績合計数が302人であることや近年の出生数を勘案しまして、妊娠届出時と出産後の当初見込み数から80人分を減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 2点あるのですけれども、まず1点、確認なのだけれども、16ページの民生費寄附金の100万円があると思うのだけれども、この100万円の民生費の寄附金はどこから出た100万円なのですか、これは。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 名前、申し上げてもよろしいのですか。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 ほかのところは、名前を言ってくれますよ。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 岩間地区にありますサンエツ工業株式会社というところから100万円を頂きました。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 もう1点。こども食堂の件で、これは何ページかな、23ページかな、こども食堂応援補助金50万円、これ、5団体に10万円ずつあげたという話ですよ。一律10万円ずつということだと思ふのだけれども、このこども食堂は、例えば、規模があると思ふのですよ、その5団体、1団体に対しての子どもたちの数とか、ボランティアをやっている人の数とかは。それで、一律10万円ではなく、その規模に合わせて補助金出したらと思ふ部分があるのだけれども、何で一律10万円ずつにしたのか、そのところを聞きたいのですけれども、お答えをお願いします。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 まず、1団体当たり上限で10万円を基準として補助するものです。予算額がありまして、実績に基づいて不足する分、その分を補填するものですので、一律10万円ではなく、その補填分での上限10万円となります。

○村上寿之委員 それなら大丈夫。分かった。上限が10万円ということだね。

○坂本委員長 ほかに。

副委員長。

○田村幸子委員 23ページのところの、今、村上委員がおっしゃった下のところの子どもの居場所遊び場整備補助金100万円ということですが、これは、先ほどの説明では、「ともだちハウス」の遊び場ということですが、どのような遊び場の整備になるのですか。内容的なものが分かれば教えていただけたらと思います。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 現在、遊び場で使っているところが砂利になっていまして、水はけも悪くて、雨が降った後すごい水たまりができてしまったりとかしているんで、その水はけをよくする工事と、あと、平らにする工事をするための整備費を補助に充てるものです。

また、その遊び場に隣接していて水路がありまして、その水路のところに柵がないものですから、ちょっと危険を伴うので、その柵も併せて工事するものです。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございました。

○坂本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども福祉課が所管いたします議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 こども福祉課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第79号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

対象となる施設、笠間市児童館は、遊びを通じた子どもの健全育成や子育て支援などを目的とした児童福祉施設でございます。当施設が今年度末をもって指定期間満了を迎えるに当たり、10月に開催されました公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、次期候補者の選定をいたしました。

本案は、次の者を笠間市児童館の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は笠間市児童館であり、指定管理者として指定する団体は、東京都調布市に本社がございますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

また、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

今回、候補者の選定に当たりまして、公募による募集を行ったところ、1団体から申請があり、提出された事業計画等を選定基準に基づき審査しました。

審査結果につきましては、安定した経営基盤や子育て関連施設の管理実績を有し、利用者本位のサービス提供や事業の提案など、児童館の趣旨に沿った施設の管理運営を評価し、同法人を指定管理者候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した公の施設指定管理者選定審議会においても、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております。今般、指定管理者として提案をするものでございます。

議案第79号の説明は以上となります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のこども福祉課所管分について御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

まず、債務負担行為補正についてでございます。

上から5段目の子育て支援センター「みつばち」業務委託でございます。この施設は、就学前の児童とその保護者が気軽に利用することができ、親子の遊び場としての機能のほか、子育て親子の交流や育児相談などができる場として運営している施設でございますが、令和6年度に業務委託期間が終了することに伴いまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、令和7年度から令和10年度までの4年間の委託料2,269万3,000円を計上し、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

14ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金6,843万7,000円の増及び、15ページをお開き願います。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、3節児童福祉費負担金2,211万円の増は、認定こども園、保育園及び幼稚園に支給する施設型給付費の算定基礎となります公定価格の引上げに伴い、国及び県の負担金を増額するものでございます。

14ページにお戻り願います。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金20万9,000円の減のうち、就学前教育・保育施設整備交付金80万円の減につきましては、民間認定こども園の修繕工事取下げによる減額でございます。

また、一つ下、子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化）42万7,000円の増につきましては、本年10月の児童手当制度の改正による支給対象児童の拡大及び支給回数が年3回から年6回に増加したことに伴う口座振替手数料の増額分に対する10分の10国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。

22ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費141万8,000円の増のうち、こども福祉課所管分につきまして、ページを返していただきまして、23ページの1段目になります。修繕料90万8,000円は、公設児童クラブのエアコン修繕費19万3,000円と、いなだこども園の落雷被害に伴う変電設備等の修繕費71万5,000円を計上するものでございます。

また、二つ下の段、14節工事請負費174万9,000円の増は、先ほどの修繕料と同様に、いなだこども園の落雷被害に伴う防犯カメラの付け替え工事費125万4,000円と今後の落雷被害に備えまして、避雷設備を設置する工事費49万5,000円を計上するものでございます。なお、落雷被害に伴う修繕費等につきましては、建物総合損害共済の補償の対象となりまして、災害共済が支払われることになっております。

次に、18節負担金補助及び交付金1億771万4,000円の増のうち、こども福祉課所管分につきまして、民間認定こども園入園負担金7,960万円と、一つ下の保育所入所負担金2,781万4,000円は、公定価格の引上げによる施設型給付費の増額分を計上するものでございます。

また、一つ下、就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金120万円の減ですが、民間認定こども園におきまして、今年度予定していた床修繕工事を来年度に先送りしたことによる減額補正でございます。

24ページをお開き願います。

4目児童手当費、11節役務費42万7,000円の増は、児童手当制度の改正による支給対象児童及び支給回数の増加に伴う口座振替手数料の増額分を計上するものでございます。

34ページをお開き願います。

一番下の段になります。9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、18節負担金補助及び交付金、民間幼稚園入園負担金600万4,000円につきましては、公定価格の引上げによる施設型給付費の増額分を計上するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 いなだこども園の落雷被害の件で質問します。いなだこども園の落雷被害で、これは全額、保険会社から支払われるものなのですか。さっき保険会社の災害共済保険とか何とかから払われるというお話をしたと思うのですが、この金額が7割補償されるのか、全額補償されるのかということで、これが全額補償されますかという質問でお答えいただければと思います。お願いします。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 基本的には全額が補償の対象となります。ただ、まだ査定のほうが済んでいない部分もありますので、その結果を確認してということになります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 この落雷はいつの落雷ですか。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 8月19日に稲田地区に落雷がありまして、その影響を受けた被害になります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 8月の落雷なんて、何で今頃になってまだ全部決まらないのですか。そこら辺、教えてください。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 8月19日に落雷被害を受けた当時なのですが、そのときに、施設内の変電設備、変圧器というものなのですが、それが損傷を受けまして、施設内の照明ですとか、エアコンですとか、電気設備がダウンしてしまいました。その損害に対しましては、その当時、大型の発電機を一定期間リースしまして、復旧工事をさせていただきました。8月の末頃だったと記憶していますが、その損害については復旧が済みました。ただ、復旧後に通電をしたところ、さらなるちょっと不具合箇所が見つかりまして、その不具合箇所の調査ですとか、業者からの見積りですとか、そういったものを聴取しながら、今回の補正予算要求に至ったという経緯でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 本当だったら、もう8月の頃なので、補正なんて進まないで、みんなもう保険で済ませてしまう話だと思ったのだけれども、金額だって結構大きいではないですか。いろいろさっき落雷、落雷、落雷と、全額はメモしていないから幾らだか忘れてしまったけれども。もっともっと早めにスピーディーに対応できるように、保険会社にできないのですか。そういうもの。そういう調査だのなんだのあったからしようがないのでしょうか。そういうもの。そういう調査だのなんだのあったからしようがないのでしょうか。基本的にはもっと早めに対応していただいて、なるべく補正なんて使わないで、できることが理想かなというふうに思ったので、基本的には全額出るということで安心はしたのですが、これが、結局来年になってしまったら、7割ぐらいしか出ないなんていうことが、この場で分からなかったら、これはまた仕方ない話なので、できれば、早めに対応してもらいたいというのが私のお願いなのです。ぜひ、こんな8月の頃のもの、もう12月ですよ、4か月にもなるので、もっとスピーディーな対応をしてくれということを保険会社に言ってください。お願いします。

○宮本こども福祉課長 分かりました。

○村上寿之委員 いいです。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時いたします。

午後零時 03 分休憩

午後零時 04 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども部こども育成支援センターが所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども育成支援センター長重原裕美君。

○重原こども育成支援センター長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、こども育成支援センター所管分について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。

7ページをお開き願います。

上から3段目、こども支援情報共有システム使用料129万2,000円でございます。このシステムは、複雑多様化する子どもに関する相談を関係する複数の課で共有し、切れ目ない相談支援と効率的な情報連携を目的としたもので、令和7年度も継続するため、今年度中に契約準備を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳出について、事項別明細書にて御説明いたします。

21ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、1節報酬の383万8,000円、3節職員手当等74万1,000円、22ページをお開き願います。8節旅費20万7,000円の減は、当初、指導支援を行う会計年度任用職員を採用する予定でしたが、4月の人事異動により正職員2名の保育士が配置され、療育に関する個別指導や集団指導が可能となりましたので、不用額を減額するものでございます。

以上、こども育成支援センター所管分となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時いたします。

午後零時 0 6 分休憩

午後零時 0 7 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

付託された請願・陳情について、1 件ずつ審査を行います。

まず、請願第 6－3 号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備についての審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

午後零時 0 7 分休憩

午後零時 0 7 分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料を御覧いただきまして、請願の内容について御意見等をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、質疑、討論を終結いたしまして、これから採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 ありがとうございます。挙手多数です。よって、本件は採択とすべきとすることに決定いたしました。

次に、陳情第 6－7 号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情の審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

午後零時 0 9 分休憩

午後零時 09 分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料を御覧いただき、請願の内容につきまして御意見等をお願いいたします。
暫時休憩します。

午後零時 09 分休憩

午後零時 11 分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

御意見等をお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 この案件に対しては、いろいろな議会で継続審査になっているというよう
なことをお伺いしています。なので、当委員会でもなかなか決めかねられないと思うの
ですよ。なので、慎重に物事を考えて、継続審査したらどうかなという考え方なのですけ
れども、よろしくお願いします。

○坂本委員長 ありがとうございます。

ただいまの村上委員の御提案について、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、ただいま継続審査ということで御提案がありましたが、お諮り
いたします。

継続審査ということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決したいと思います。

本件につきましては、そのように決定いたしました。

続きまして、陳情第 6－8 号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷
と環境過敏症」の審査を行います。

ここで暫時休憩します。

午後零時 13 分休憩

午後零時 13 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料を御覧いただき、請願の内容について御意見等をお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 やはり先ほどの案件と同じように、これも継続審査したほうがいいのか
なと思います。ぜひそのほうが良いと思うので、よろしくお願いします。

○坂本委員長 ただいま村上委員のほうからそのような御提案がありました、これについて御意見いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、採決いたします。

お諮りいたします。

本件を継続審査とすべきとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 挙手多数でございます。よって、本件は継続審査とすべきとすることに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託になりました議案の審査等は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告いたします。なお、報告書の作成については、委員長、副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、このほか何かございますでしょうか。

林田委員。

○林田美代子委員 今、継続審査ということでしたけれども、この具体的な意味を教えてくださいませんか。例えば、ここの中で委員会だけでやるのか、議員にもっと勉強会やるとか、ある程度の方向性を。

○坂本委員長 これは委員会に付託された議案なので、基本的には委員会が継続審査となりましたとなります。それで、継続なので、次の議会、定例議会のときにも、また議案として上がってくるということなのです、継続審査なので。なので、そのときに、また教育福祉委員会に付託となれば、また委員会、改選になるので、そのときの教育福祉委員会で議論していただくということになります。

○林田美代子委員 分かりました。

○坂本委員長 それでは、以上をもちまして教育福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時15分閉会